

北海道選挙管理委員会告示第 2 4 号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年 1 1 月 2 9 日自治省告示第 1 6 5 号）
第 2 条第 7 項の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党
が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備に
より行うことができる政見放送の回数について、次のとおり決定した。

令和 6 年 1 0 月 3 日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

選 挙 名		衆 議 院 議 員 総 選 挙				
区分	基幹放送事業者	届出候補者の数及び放送の回数				
		1人~2人	3人~5人	6人~8人	9人~11人	12人
テ レ ビ	北 海 道 放 送 株 式 会 社 (H B C)	1 回	1 回	1 回	1 回	2 回
	札幌テレビ放送株式会社 (S T V)			1 回	2 回	2 回
	北海道テレビ放送株式会社 (H T B)			1 回	1 回	1 回
	北海道文化放送株式会社 (u h b)				1 回	2 回
	株式会社テレビ北海道 (T V h)		1 回	1 回	1 回	1 回
ラ ジ オ	北 海 道 放 送 株 式 会 社 (H B C)	1 回	1 回	1 回	1 回	2 回
	株式会社 S T V ラジオ (S T V ラジオ)			1 回	2 回	2 回